

令和2年第1回八街市議会臨時会会議録

1. 開議 令和2年5月21日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	橋 本 欣 也
総 務 部 長		大 木 俊 行
総務部参事(事)財政課長		會 嶋 禎 人
市 民 部 長		吉 田 正 明

経 済 環 境 部 長 黒 崎 淳 一
国 保 年 金 課 長 石 井 健 一

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長 鈴木正義
総務部参事(事)総務課長 片岡和久
企画政策課長 渡邊洋一
子育て支援課長 田中和彦
商工観光課長 富谷和恵

.....

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加曾利 佳 信
教 育 次 長 関 貴美代
教 育 総 務 課 長 井 口 安 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 日野原 広 志
副 主 幹 中 嶋 敏 江
副 主 幹 須賀澤 勲
主 査 嘉 瀬 順 子
主 任 主 事 今 関 雅
主 任 主 事 村 山 のり子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程

令和2年5月21日(木)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案の上程
議案第1号から議案第7号
提案理由の説明
質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（鈴木広美君）

開会に先立ち、申し上げます。

北村市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

令和2年4月1日付の人事異動に伴い、新たに部長職及び課長職になりました職員の紹介をいたします。

危機管理監、内田 豪でございます。

○危機管理監（内田 豪君）

内田です。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

総務部参事（総務課長事務取扱）、片岡和久でございます。

○総務部参事（事）総務課長（片岡和久君）

片岡でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

市民部長、吉田正明でございます。

○市民部長（吉田正明君）

吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

建設部長、市川明男でございます。

○建設部長（市川明男君）

市川でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

会計管理者（会計課長事務取扱）、高梨富美子でございます。

○会計管理者（事）会計課長（高梨富美子君）

高梨でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

議会事務局長、日野原広志でございます。

○議会事務局長（日野原広志君）

日野原でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

教育委員会参事（学校教育課長事務取扱）、鈴木浩明でございます。

○教育委員会参事（事）学校教育課長（鈴木浩明君）

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

総務部課税課長、土屋顕仁でございます。

○課税課長（土屋顕仁君）

土屋でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

総務部納税課長、酒和裕一でございます。

○納税課長（酒和裕一君）

酒和でございます。よろしくお願ひします。

○市長（北村新司君）

総務部防災課長、宮澤英光でございます。

○防災課長（宮澤英光君）

宮澤でございます。よろしくお願ひします。

○市長（北村新司君）

市民部健康増進課長、小山田俊之でございます。

○健康増進課長（小山田俊之君）

小山田でございます。よろしくお願ひします。

○市長（北村新司君）

経済環境部商工観光課長、富谷和恵でございます。

○商工観光課長（富谷和恵君）

富谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

経済環境部環境課長、塚本賢一でございます。

○環境課長（塚本賢一君）

塚本でございます。よろしくお願ひします。

○市長（北村新司君）

建設部都市計画課長、飯田英二でございます。

○都市計画課長（飯田英二君）

飯田でございます。よろしくお願ひします。

○市長（北村新司君）

教育委員会スポーツ振興課長（スポーツプラザ所長事務取扱）、秋葉忠久でございます。

○スポーツ振興課長（事）スポーツプラザ（秋葉忠久君）

秋葉でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

教育委員会学校教育課主幹、本間照美でございます。

○学校教育課主幹（本間照美君）

本間でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

教育委員会学校教育課主幹、一瀬祐彦でございます。

○学校教育課主幹（一瀬祐彦君）

一瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

以上で紹介を終わらせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

本日、令和2年第1回八街市議会臨時会は、ここに開会される運びとなりました。

この臨時会は議案7件が提出されることとなっております。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまから令和2年5月第1回八街市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20名です。したがって、この臨時会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、監査委員から2月と3月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されておりますので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定により、小高良則議員、山口孝弘議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。会期は本日1日に決定をいたしました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第7号を一括議題とし、討論及び採決は分割して行いたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第7号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに令和2年5月第1回八街市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところご参集いただき、誠にありがたく、御礼申し上げます。

最初に、全国各地に広がった新型コロナウイルスの感染によりお亡くなりになりました方に対して、心からのご冥福をお祈りいたしますとともに、感染された方に対して早期の回復をお祈り申し上げます。

さて、本年は、今年の台風15号等により大きな被害を受けた市民生活を復旧すべく、市を挙げて取り組んでいた最中に、年明けから新型コロナウイルス感染症が大流行して、国では東京オリンピック・パラリンピックの延期をはじめ、本市におきましても様々な行事が延期、中止になりました。

また現在は、学校の休校や3密を避けるための外出自粛など、市民の皆様には大変なご不便等をおかけしております。八街市では新型コロナウイルスの流行に伴い、本年2月3日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して各種対策にあたるとともに、情報収集及び市民の皆さんへの情報提供に努めてまいりました。

市の対策としては、本市が主催する不特定多数の方が集まる行事等を延期、または中止とし、社会教育施設の閉鎖や小・中学校、幼稚園、保育園については休校、休園の措置を取ってまいりました。各種行事を楽しみにされていた市民の皆様、希望を胸に新学期の学校生活を楽しみにしていたにもかかわらず、いまだ学校に行けない子どもたちやご父兄の皆様には、大変ご不便をおかけしており、心苦しい限りでございますが、感染拡大を防止し、市民の皆様の命と健康を守ることを第一に考えた措置でございますので、ご理解をお願いいたします。

また、3月29日には本市で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されたことが、千葉県から発表されました。現在、市内6人の方が感染者として発表されておりますが、幸いにして感染者を元にクラスターに発展したケースはないと伺っています。今後も市民の皆様におかれましては、外出の自粛とともに一人おひとりが咳エチケットや、手洗いなどの感染症対策に努めてくださるようお願いいたします。

この間、本市では、全国市長会、県市長会などを通じまして、国、県に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望をしてまいりました。このような中において、国では国民の命と生活、そして事業と雇用を守るため、緊急経済対策をまとめ、4月30日に関連する予算が成立しました。対策には治療薬、ワクチンの開発加速、マスク、消毒液の確保、PCR検査の拡充、病床の確保などの医療提供体制の強化、中小零細事業者等が事業を継続できるよう、雇用調整助成金支給要件の緩和、持続化給付金の支給、納税の猶予など、各種措置の実施、また休業や外出自粛などによって国民生活や日本経済に甚大な影響を生じていることから、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一人当たり10万円を支給する特別定額給付金事業等が盛り込まれました。本市における特別定額給付金の支給でございますが、オンライン申請につきましては、既に5月11日から受け付けを開始しております。

また、郵送申請につきましては、5月23日に各ご家庭に申請書の郵送を開始して、25日月曜日から受け付けを開始する予定で準備を進めております。申請を受け付け次第、速やかに審査と給付決定をし、できるだけ早く市民の皆様のお手元に給付金が届くよう、手続を進めてまいりますので、ご理解をお願いします。

また、八街市独自の対策として、子育て支援策及び中小企業対策を実施いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、保育園、幼稚園の休園、小・中学校、高等学校等の休校や就業先の休業等が長期化しており、収入の減少や家庭における保育や家庭学習の負担増加などの問題が顕在化しています。八街市では、子育て世代を応援するため、幼児の保育に要する費用や児童生徒の家庭学習に要する費用などに充てていただくため、「八街っ子元気アップ支援事業」として、18歳以下の子ども一人当たり1万円を給付いたします。特に、経済的に厳しい状況にあると思われるひとり親世帯に対しては、さらに「八街市ひとり親家庭等元気アップ支援事業」として、1世帯当たり3万円を給付し、子育て支援策の充実を図ります。

中小企業対策では、新型コロナウイルス流行の影響を受け、売上が大きく減少している市内の中小企業に対し、1企業につき10万円を支給する「八街市中小企業元気アップ支援事業」を実施いたします。

これら本市における各種施策については、本日の臨時会において補正予算成立後、速やかに実施してまいりたいと考えておりますので、市議会議員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、提案いたしました各議案について、ご説明申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件は、専決処分承認を求める案件6件、令和2年度八街市一般会計補正予算の合計7議案でございます。

議案第1号から議案第6号は、特に緊急を要するため市議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したことについて、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

議案第1号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方税法等の改正による扶養親族等申告書の記載方法の見直し、固定資産税の使用者を所有者とみなして課税することができる制度等につきまして、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号は、八街市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方税法等の改正に伴う引用条文等の変更につきまして、所要の改正を行うものでございます。

議案第3号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、国民健康保険税の軽減判定所得額を見直し、低所得者の軽減措置の拡充を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は、八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事の変更契約の締結についてでございます。これは、八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事において、工事施工中に設計図書と現場の相違が生じたことによる工事内容の変更について、変更契約を締結するものでございます。

議案第5号は、八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事の変更契約の締結について

でございます。これは、八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事において、工事施工中に設計図書と現場の相違が生じたことによる工事内容の変更について、変更契約を締結するものでございます。

議案第6号は、令和2年度八街市一般会計補正予算についてでございます。これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金に要する予算の補正を行うものでございます。

議案第7号は、令和2年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に2億7千969万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を316億2千260万3千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億4千万円の増、繰入金として財政調整基金繰入金3千969万6千円の増でございます。

歳出につきましては、民生費として八街っ子元気アップ支援事業費など1億1千142万5千円の増、商工費として中小企業元気アップ支援事業費1億6千827万1千円の増が主なものでございます。

以上で提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、議案ではございませんが、令和元年度八街市水道事業会計の繰越につきまして、議案と一緒にご配りしてございます。繰越計算書をもって報告にかえさせていただきます。

○議長（鈴木広美君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第1号から議案第7号に対する質疑を行います。一人当たりの質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

それでは質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第1号、専決処分ですが、お伺いするものであります。

これは、第1号は、専決処分で八街市税条例の一部を改正する条例なわけですけれども、これは、所有者不明土地に係る固定資産税の課税への対応措置として、条例改正をするというふうに理解します。その内容は、使用者を所有者とみなす制度の拡大であり、所有者を探すこの事務負担軽減の措置と受け止めるわけですけれども、実際にはどのような場合にこの制度を活用していくのか、その点についてお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

この内容につきましては、登記簿等に登記されている所有者が死亡している場合、当該土地または家屋を現に所有している者に対しまして、氏名、住所、その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告していただくことになります。この内容につきましては、人口減少や高齢化等の社会情勢の変化に伴いまして所有者不明土地の所存は、重大課題の1つとなっております。登記簿上、所有者が死亡している場合に、相続人等の調査及び特定には多大な時間と労力が必要となっております。

また、固定資産を収益している方がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていないことなどによりまして、固定資産税を課税することができないという課題になっておりますので、これに対応するものでございます。

○丸山わき子君

すると、これは担当課の方から調査をしないで、あくまでも申請をしていただく。申請に従って課税をしていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

相続手続が済んでいる登記変更をした場合については、登記簿上の所有者へ課税が移行するというふうになっておりますので、手続上については市の方から行うものとございます。

○丸山わき子君

申請しなかった場合は、過料として10万円というふうに書かれているわけなんですけれども、この10万円とした根拠、これはどのように10万円としたのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

大変申し訳ございませんが、今、調べまして、後でお答えいたします。

○丸山わき子君

それでは、議案第3号につきまして、これも専決処分で八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これは、5割軽減、これが28万円から28万5千円、それから、2割軽減判定所得51万から52万円ということですが、今回こうした軽減対象の世帯、あるいは人数、どのくらいあるのかお伺いいたします。

○国保年金課長（石井健一君）

こちらは、軽減基準拡充の影響を令和2年4月1日現在の被保険者、平成30年中の所得情報を基に試算しますと、新規の5割軽減対象者数は33世帯で60人、新規の2割軽減対象者数は20世帯34人、合計で53世帯94人と見込んでおります。

○丸山わき子君

そうしますと、国保加入世帯の中でこの5割軽減を受ける方々はどのくらいいるのか。

また、2割軽減を受けるのはどのくらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○国保年金課長（石井健一君）

基準額引上後の5割軽減対象世帯、被保険者総数は、2千987人を見込んでおりまして、国保全体の14.8パーセント、対象世帯数は1千591世帯で国保全体の13.0パーセ

ントを見込んでおります。

また、基準額引き上げ後の2割軽減対象被保険者総数は、2千694人で国保全体の13.4パーセント、対象世帯数は1千359世帯で国保全体の11.1パーセントを見込んでおります。

○丸山わき子君

高過ぎる国保税の軽減枠が、若干ですけれども広がったという点では、この新型コロナで暮らしが圧迫しているときに少しでも国保加入者の負担が軽減されることは、大変歓迎するものであります。併せてこの国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者で、新型コロナの影響で収入減少した方がもらえる傷病手当、この制度が今、自治体長の了解の下にこの制度は創設されるということで、厚生労働省は進めているわけなんですけれども、その辺については、八街市はどんなふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

ただいま議員さんの方からお話がありました、その傷病手当関係につきましては、6月の議会の方で議案の方を提案させていただきます。

○丸山わき子君

ぜひコロナ対策の中の一環として取り組んでいただけるようなので、大変安心いたしました。それでは、議案第6号につきまして、お伺いいたします。

まず、9ページなんですけれども、この中で職員手当300万円が計上されております。これは、どのような内容なのか、お伺いいたします。

○総務部参事（會嶋禎人君）

こちら職員手当300万円は、職員の時間外勤務手当を予想して概算で300万円を計上してございます。

○丸山わき子君

時間外手当ということなんですが、これは何名分を予定しているわけですか。

○総務部参事（會嶋禎人君）

こちら、今回、事務は総務課が中心となってやっております、その他、総務部、あと教育委員会、そちら職員の手伝いというか、支援を受けながら業務をしておりますので、何人分というよりも全体での事務費を請求するにあたっての概算の額でございますので、具体的に今から何人で何時間やるというようなところまでは決定されてはおりません。

○丸山わき子君

先ほど、市長の提案説明の中で、審査と給付決定はできるだけ早く、ぜひとも一日も早く手元に、市民に渡したいんだというそういった説明があったわけなんですけれども、これは職員体制、一体何人でやられるのか。そして、実際には申請したら、どのぐらいの日数で市民の皆さんの手元に届くように努力しようとしているのか、その辺についてお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

職員体制につきましては、現在、総務部と教育委員会が一緒になってやっております。これ

は、職員対応だけではできませんので委託をしております。これは、人材派遣会社を頼みまして今、電話対応等をしております。この給付金につきましては、5月11日からオンラインでの申請を受け付けしております。ただ、オンラインにつきましては、今現在、昨日の5時の段階で759件を申請受け付けしまして、審査終わりました、実際、振込みができるのは563件、これを5月27日に振込みをさせていただきます。それで、あさって23日から今度は、オンラインではなく用紙を、申請書をお送りしまして、すぐ送り返していただいてから、大体1週間から2週間をめどに振込みができるように、金融機関との打ち合わせをしております。

○丸山わき子君

これは、申請書を受けたら1週間から2週間ということのようですね、これは銀行等で滞るといふようなことはないわけですね。その辺については、どうでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

この申請につきましては、住民基本台帳から申請書の方に氏名、年齢、住所を印字したものを送っております。送り返していただくものにつきましては、各世帯主さんのご氏名と、あと口座番号を記入していただいております。うちの方で口座番号が不明なものについては、もう一度その場で、電話等で確認しておりますので、そのデータが合っているものについては、金融機関の方に送っておりますので、金融機関の方ではそのまま振込みができると思われれます。

○丸山わき子君

どのくらい1日の取扱い件数になるか分からないんですけれども、金融機関の方では滞ることなく早急に振込みがされるということによろしいわけですね。

次に、同じ9ページで、委託料の中で新聞折込業務、それからポスティング業務ということで約400万が確保されているわけなんですけれども、これはどのくらいの世帯を対象にこういった対応をするのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

新聞折込につきましては、新聞全てについて折り込みするようにしております。それから、ポスティングにつきましては、これは給付の未申請者が申請されない方が必ず出てくると思っておりますので、この方たちに7月にポスティングでお知らせをするという形で、これもポスティングについては全ての方、世帯の方にポスティングするというふうに考えております。

○丸山わき子君

分かりました。

それと、その下の特別定額給付金業務2千700万とあるわけですが、これが先ほど言われた委託業務ということで理解してよろしいのでしょうかね。それで、一体これは、委託業務という、その内容的なものはどういうものなのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

こちらにつきましては、先ほど申しましたが人材派遣会社、こちら12名に今、頼んでおり

ますが、まず給付の業務の電話相談窓口を今、開設しております。それから、申請の受付、給付処理等に従事する事務員の方々の給料等でございます。

○丸山わき子君

それでは、この定額給付金については、相談窓口はこの人材派遣の方が受け付けていくという事で理解してよろしいんですか。

○総務部長（大木俊行君）

あくまでも、電話対応等をしていただきまして、そこに職員が一緒についておりますので、細かい点につきましては職員の方で対応させていただきます。

○丸山わき子君

この窓口につきましては、市民に分かりやすく特別定額給付金についての相談窓口というその案内はされるのかどうか、その辺についていかがでしょう。

○総務部長（大木俊行君）

今回、このコロナウイルス関係で、窓口として設けるという形ではございませんでして、基本的には申請書等についても電話対応、電話での相談受付、それから申請については郵送でのお願いをしております。ホームページ等でこちらの方には載せておりますが、なるべく相談については電話での問い合わせをしていただくような形を取っております、ただ、申請についても郵送できない方がいらっしゃると思いますので、その方たちにつきましては給付の窓口での申請をお願いしているところでございます。

○丸山わき子君

やはり、市民にとっては申請をするという点で大変難しく捉えている方もいて、迷われる方もいるんじゃないかと。やはり相談窓口というのを、きちんと市民に分かりやすい窓口を案内して、相談を受け付けていくという体制が必要じゃないかなというふうに思いますが、その辺について再度、検討いただけないかどうかです。お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

現在も今、この申請受け付けを第4庁舎の1階の第4会議室で行うということで進めておりますが、総務課の方で現在もそういう方々が来られたときには、相談窓口という形で受けております。ですので、今、丸山議員が言われたとおり、第4庁舎の方での相談窓口については、ホームページの方に載せてなるべく公開していきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

ホームページを見ない方も多いわけですね。どのくらいの方が、じゃあホームページを見ているのかといたら、全市民が見られる状況はないわけですから、やはりきちんとこの特別給付金の相談窓口がありますということで、せっかくポスティングするのであれば、きちんとそういった相談窓口、また新聞折込をするなら、きちんとここで受け付けていますよという、だから心配なく相談してください、聞いてくださいと、そういう体制を取るべきじゃないかなというふうに思います。そういった点では、もう少しきめ細かな対応を私は求めたいと思います。

それと、あとはDV、また虐待被害者への対応。これは、申請するためには証明書が必要なわけですね。証明書を持っていない方もいらっしゃるわけです。そういった点では、どのように対応されていくのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今、議員が言われましたとおり、DVの関係につきましては基本的には、例えば公的な機関からの証明書を添付するという形を取っております。ただ、今、言われたとおり、いろいろな方がいらっしゃいますので、それは個々に対応させていただくように考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、一人ひとりいろんな事例があるかと思しますので、その点ではきめ細やかな取組をお願いしたいと、このように思います。

それから、生活保護を受けている世帯、あるいは障がい者の世帯、また要介護世帯への対応、こういった世帯に対してはどのような対応をされていくのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

いろいろな世帯がいらっしゃると思います。例えば単身世帯で寝たきりであったり、認知症の方につきましては民生委員であったり、自治会であったり、その他のご本人以外の方、近所の方等いらっしゃると思いますので、そちらの方たちと連携を取りながら、この申請の漏れのないような形を取っていきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

申請の漏れがないというならば、それぞれの生活保護世帯、あるいは障がい者の世帯、あるいは要介護世帯というのは、それぞれの担当課が把握されているわけですね。そうした担当課の方が直接、連絡を取り合いながら申請をする。その方が確実に給付されるんじゃないかというふうに思います。あえて、分かりづらくしない。もう担当課の方で名簿をきちんと持っているわけですから、その名簿に基づいた給付手続きができるような、そういうきめ細かな取組をすべきじゃないかなというふうに思いますが、その辺について検討いただけませんか。

○総務部長（大木俊行君）

そちらの方につきましては、関係部課等と連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、特に生活保護者であるとか障がい者であるとか、要介護世帯の方々には本当に足がない、車がない、大変不便な生活をしているわけです。そういった方々がこの申請によってどうしたらいいのか、民生委員さんに頼るだけでいいのか。そうは行かないと。私は、きちんと確実に早く渡すためには、各担当課がきちんと名簿を持っているからその名簿を活用した取組をしていただきたい、このことを申し上げておきたいと思っております。

それから、ホームレスの方、そして住民登録や銀行の窓口を持っていない、通帳を持ってい

ない方、こういった方々に対しては、これはどのように対応されるのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

口座をお持ちでない方はたくさんいらっしゃると思います。この方については先ほど申しましたとおり、窓口での給付というふうになるかと思えます。そのほか、住所がなかなか分からないような方々につきましても、その都度、個々にご相談を受けながら対応させていただきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、その辺についてもよろしくお伺いしたいというふうに思います。

次に、議案第7号についてお伺いいたします。

これも、先ほど市長の方からの提案がございました。新たな2億7千900万円の補正予算を組んだということですが、これは市長にお伺いしたいんですけれども、この新型コロナウイルス感染をどのように受け止めて、こうした今回の2億7千900万円の補正予算を組んだのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

今般の新型コロナウイルス感染症は、日本経済、特に八街市の市民生活に大きな影響を及ぼしております。このコロナウイルスの流行とともに、各種の経済活動が縮小いたしまして、緊急事態宣言に伴う措置により不要不急の外出自粛、あるいは休業の長期化、それに伴う収入の減少など、市民の皆様の経済的な影響は非常に大きいものがあり、今般の生活の先行きに対して、不安を抱えている市民の皆様に対しての今回の考え方でございます。

○丸山わき子君

市民が大きな影響を受けていると、経済的な影響が大変なんだという市長の答弁でございましたが、やはり新型コロナウイルス対策に必要なことは、スピードと幅広い支援策だというふうに思うわけですが、今後、市独自の支援策は検討されているのかどうか、その辺について市長にお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

今回の市民の暮らしを守るための政策でございますけれども、今回の提案につきましては、補正予算として計上しております八街っ子元気アップ支援事業、あるいはひとり親家庭等の元気アップ支援事業、あるいは中小企業元気アップ支援事業を速やかに実施することによりまして、市民の皆様の経済的な不安を少しでも解消してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

すみません、もう一回お伺いいたしますけれども、本当にこういった点での市長の取組は、市民にとっては本当にありがたいなということで私も思っておりますが、今後、市独自の支援策は検討されているかどうか、その辺についていかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

今後でございますけれども、市独自の追加的措置につきましては、国、県の動向を踏まえまして、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

国、県と言わずに、やはり国、県がなかなか進まないから、八街市が独自に積極的な取組を進めていただき、この地域経済の問題、そして市民の皆さんの暮らしをしっかりと守るというその取組を進めていていただきたい、このことを私は申し上げておきたいと思います。

それでは、八街っ子元気アップ支援事業について、9ページなんですけれども、お伺いいたします。

本当にひとり親家庭など元気アップ支援事業、1億978万円を計上されました。本当にお母さん方からも、本当にありがたいという声をいただいております。この中で、「ひとり親家庭等」ということで、「等」がついているわけですが、この「等」とは何を示すのか。お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

ひとり親といいますと、どちらかお父さん、あるいはお母さんといったような、片親という言い方が正しいかどうか分かりませんが、そういった方がお子さんを養育している場合といったような形のイメージになるかと思いますが、仮にご両親がそろっていた場合であっても、お父さんあるいはお母さんが重度の障害にあるような場合、あるいは父、あるいはお母さんの生死が明らかでない場合であるとか、養祖母の方、祖父母の方がその児童を養育している場合というところがございますので、そういったところから「ひとり親家庭等」という形で表現をさせていただきました。

○丸山わき子君

そういう点では、きめ細やかな対応策を取るよということなんで、こういった心強い支援であるというふうに思います。

それで、この新型コロナの影響で、ひとり親家庭の6割は減収、そして収入がなしというのが11パーセントというようなことが、せんだって新聞等での報道がされておりましたけれども、八街市の実態、どのような状況か把握されていますでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

大変申し訳ございませんが、そこまでの実態把握というものは私どもの方として、申し訳ありませんができておりません。

○丸山わき子君

支給時に実態把握をしていただきまして、今後もこの事業の継続を求めていきたいというふうに思いますが、その辺について市長、どんなふうにお考えでしょうかね。

○市長（北村新司君）

今後の追加の支援策を取る場合におきましては、市全体の支援策を検討する中で、どのような施策がより効果的であるかを見極めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

本当に見極めるということも大切ですが、先ほども申し上げましたスピード感を持つこと、これが本当に求められていると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この給付金の支給対象基準日というのは、令和2年4月27日において八街市の住民基本台帳に記録されている方ということなんですけれども、27日以降、この八街で生まれた赤ちゃんに対し、全くその給付はないというわけですね。そういった点で、市独自の支援対象にして、赤ちゃんにも生まれてきておめでとうといった感じで、市独自の支援策ができないのかどうか、その辺についていかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

市の独自の支援策として出させていただいています元気アップ支援事業の方につきましては、5月31日時点においてを支給対象者としておりますので、要は5月31日までにお生まれになった赤ちゃんについては、その支給の対象という形で考えています。

○丸山わき子君

分かりました。

次に、中小企業元気アップ給付金についてであります。

市内の中小業者の実態、どのように把握されているのか。先ほどもちょっと全員協議会の中で答弁ございましたけれども、この1億6千万円が計上されているわけなんです、本当に中小業者の実態を把握されているのかどうかと、私、先ほどの全員協議会のやりとりを聞きながら感じたところなんですけれども、どのような把握をされて、このような1億6千万円が計上されたのかお伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今回の対策の、まず50パーセント以上減額とした理由につきましてであります、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言の期間が延長となる中、大きな影響を受けた事業者に対しまして、1月の収入が50パーセント以上減少された事業者へ支給することといたしました。なお、市で受け付けております新型コロナウイルス感染症の影響で、セーフティーネットの融資を受け付けておりますが、この企業の50パーセント以上減少されている企業という方も多かったことが参考となっております。

また、制度内容が国の持続化給付金及び県の中小企業再建支援金の申請基準と添付書類が同様なものとしていることから、申請する企業の負担軽減になるものとも考えております。

また、商工会議所の方でも今回、新型コロナウイルスに対してのアンケート調査を行っておりまして、やはり約4割の企業の方が「影響がある」という回答を得ているところでございます。

○丸山わき子君

商工会議所の調査だと4割の方が、5割以上の影響があると結果が出ているんだということのようなんですけれども、この緊急事態宣言が5月まで延長されて、営業は本当に深刻化しているというのが実態だと。国の持続化給付金も、前年度同月比で50パーセントとしているわけなんですけれども、国と同じ基準であってはならないんじゃないかなと。今回の給付金、50パーセント減の事業者を対象にしているわけですね。地方自治体の一番の仕事は、そこに住む市民の生活を支えることだと。せめて市は、50パーセント減の枠を取っ払って、本

当にどの業者も、本当にどの業者も収入減に苦しんでいるわけです。2割でも3割でも4割でも減になっているという、その実態には、本当に大変な思いをしている。本当にこのままでは、もう廃業するしかない。あるいは休業するしかない。3割でも4割でもそういった悲鳴が上がっているわけですね。そういった点では、国と同じような50パーセントの事業の減ではなくて、国ができないさらに4割減でも3割減でも2割減でも、市民の皆さんが苦しんでいる実態は同じなんですから、そこにきちんと焦点を当てた対応策にしていくべきじゃないかなというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

先ほどもご答弁させていただきまして、繰り返しになりますが、今回の支援策につきましては、大きな影響を受けた事業者を対象にした支援とさせていただいております。

また、これの政策を立てるためには、国の地方創生臨時交付金を活用する事業と考えておりまして、ほかの先ほどの市民部などの事業と総合的に勘案して決定させていただいております。

また、そのほかのただいま丸山議員がおっしゃられた50パーセントに達していない事業者の方々につきましては、現在、セーフティーネットや金利がかからない県独自の融資制度、または商工会議所で取扱っておりますマル経融資などの活用をご案内させていただいております。

また、今後、国の補正予算による様々な対策や地方への交付金及び県の方針を注視いたしまして、八街市民に必要とされる支援を対策本部などの中で検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

今、セーフティーネットなど貸し付けに関して紹介していますよということをお言われたんですけど、貸し付けを受けて頑張れる企業がどのくらいあるのか。事業者がどのくらいあるのか。今、本当にもう4割減っても、3割減っても、2割減っても大変な事態は大変なんですよ。やっぱりそういうところに、身近な地元の業者さんをどれだけ助けていくのか、これはやっぱり自治体の仕事だと先ほども申し上げましたけれども、国と同じように50パーセント減だったら、じゃあ給付しますよ。それは、私は、あまりにも冷た過ぎる。やっぱり八街の業者さん全てに、きちんと給付すべきじゃないかなと。富里市は、飲食店ですけれども、20パーセント減からどうぞ給付金をという対応策を取っていますよね。やっぱり、これは本当だと思いますね。やはり2割減っても、もう大変。お手上げ。もうやっていけない。そういう業者さんがいっぱいいるわけです。やはり実態を知らない、実態をきちんと把握していないというのが、今回のこうした50パーセント減の方、業者のみという、こういう対策になっちゃったんじゃないかなというふうに思います。これは、八街市のこれは財調を取り崩すなりして、対策をしていくべきじゃないかなというふうに思いますが、再度の検討はいただけないか、市長、その辺についてはどんなふうにお考えでしょう。

○市長（北村新司君）

今回、中小企業元気アップ支援事業の50パーセント減収の支給要件を外すべきじゃないかというようなご意見でございます。私どもといたしましても、支援金を支給する上で一定の要件を課すのはやむを得ないと考えております。この点につきましては、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○丸山わき子君

これは、やはり切り捨てだと思えますよ。私は本当に困っている業者さんに、全ての業者さん困っていますよ。こうした業者さんにきちんと光を当てていく。そういう取組を、ぜひこの八街市がやっていくべきであるということを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○総務部長（大木俊行君）

先ほどの固定資産に関わります不申告に関する過料につきまして、過料10万円、これにつきましては、現在の八街市市税条例の中で現在、もう10万円以下の過料を科すという形に現在の税条例の中に載っております、この10万円につきましては、近隣の自治体等を調査した上で検察庁と協議をした結果でございます。

○丸山わき子君

分かりました。

○議長（鈴木広美君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

○山口孝弘君

それでは、私の方から質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方に、心からご冥福を申し上げますとともに、感染された方に対して早期の回復をお祈り申し上げます。

それでは、議案第6号から質問をさせていただきたいと思っております。

この特別定額給付金についてですが、新聞報道等でも様々な問題点が生じております。特に今、問題になっているのが、オンライン申請についての問題でございます。この問題について、大きな点で言えば3つ問題点として挙げられるところで、署名を電子、証明書の手続に伴うシステムの延滞であったりとか、それによる窓口が混雑してしまう。申請内容の不備や重複申請が簡易的なものを含めて相当数、発生している。あと、申請データの照合など、手作業のため、1日当たりの処理可能件数がなかなかできないというところがオンラインによ

る不備というか、そういうことが多発しているというふうには伺っておりますが、この八街市においてはどのような現状なのか、お伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

オンラインの申請につきましては、5月11日の月曜日から受け付けしております。

今、議員が言われていましたとおり、オンライン申請につきまして若干、不備な点というんですか、問題がございます。例えば、世帯主が申請するものを世帯主以外の方が申請される方、または世帯分離を1つの家の中で世帯分離をしているんだけど、一緒に世帯という形で申請をされる方、または数年前に転出をされている方、これはお子さんですけど、そのお子さんも入れて申請をしてくる方。または一番今、多いのが口座番号の写真を撮って送っていただくんですが、それが不鮮明で読み取れないという方がかなり多くいまして、その方々宛てに今、折り返しで電話をして確認の作業をしております。こういう方たちが今、一番このオンラインでの不備な点が多い点でございます。

○山口孝弘君

ありがとうございます。職員の皆様方の献身的な対応、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

また、これから23日に郵送、郵送形式の形のものには23日に郵送され、26日から受け付けが開始されるという市長の答弁でもありましたが、これの問題については、特に河野大臣のツイッターでも出ていたように、「希望しない」という欄がありまして、「希望しない」というところにチェックしてしまうというケースが多発しているようでございます。その「希望しない」というチェックに関しては、市町村判断に委ねるというふうに、総務省が見解を示しているところでございますが、この郵送形式に関して、八街市としてはどのような考えなのかお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

この様式につきましては、総務省の方で指示、通知をされました中に、確かに要らない方、不要の方についての欄がございました。八街市としても、この欄を消さずに用紙として設けてございます。ただ、一応分かりやすくはしております、あと記載の例も入れております。それでも、レ点ですか、チェックを入れてしまう方もいらっしゃるかと思いますので、もしもその申請書の中にチェックが入れてありましたら、その方については確認の電話を差し上げて、本当に不要なのかどうかの確認を取りたいと思っております。

○山口孝弘君

ぜひともよろしくお伺いいたします。

次に、議案第7号について質問をさせていただきます。

八街市独自の支援策ということで、3つの支援事業が市長の方から示されたところでございます。これについては、特に八街っ子元気アップ給付金、そしてひとり親家庭等元気アップ給付金に関して、この申請方法であったりとか、この支給までの期間については、どのような考えなのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

このたび提案をさせていただいております独自の支援事業に関しましては、改めてその申請というものに関しては特に不要にしたいというふうに考えています。ただ、どちらにしましてもこちらの方から、そのご案内の方の通知の方は対象者の方に出させていただきたいというふうに考えています。

それから、支給につきましては、できるだけ早めにとということで準備を進めたいと考えておりますけれども、できるだけ6月末までには支給ができるように、事務の方は進めてまいりたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

分かりました。ありがとうございます。

多くの市町村では、申請するような形を取られているところが多い中で、八街市はその申請をしなくてもできるということで、それは大変ありがたいことだなというふうに思いました。ありがとうございます。

また、この今の中小企業の元気アップ給付金につきましても、多くの企業さんが今、大変な中で窮地に立たされているという現状がございます。この八街市の中でも、もう1千600事業所というふうに見込んでいるというふうに伺いましたが、これは例えば、この企業さんに対しては周知方法というのはかなり重要になってくるだろうというふうに思います。ぜひとも活用していただくための周知方法については、どのような考えでいるのか、お伺いをいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

周知方法につきましては、ホームページ、「広報やちまた」の臨時号の方に掲載させていただきます。

また、商工会議所の会報等も活用させていただきたいと考えております。

そのほか、関係するJAさんとかグリーンやちまた、そういう関係機関にもお願いして、周知の方をさせていただきたいと考えております。

○山口孝弘君

今、様々な周知方法についてお伺いいたしましたが、やはりそれでも漏れてしまう企業が出る可能性があります。その際の対応というのが、とても重要になってくるでしょうし、これをぜひともやはり活用していただいて、今の窮地を脱していただきたいというか、少しでも手助けになるように対応をお願いしたいと思いますので、今後とも慎重な対応というか、親切な対応をぜひともお願いいたします。

そして、これは全体を通してこの八街市の独自支援というのは、しっかりと周知をしながら、そして皆さんにこういう支援をしているということを広めていくことが大事だと思いますので、一人ひとりのお力を、皆さんのお力をぜひとも広げていただき、八街市の独自支援を広げていただきますようお願いを申し上げ、私からの質問を終わりにします。ありがとうございます

ございました。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

しばらくお待ちください。今、消毒いたしますので。

○桜田秀雄君

それでは、まず最初に議案第1号、固定資産税の納付義務者等について、お伺いをいたします。

説明資料の中ですが、2ページ、使用者がいるにもかかわらず、なかなか分からないと。そういう不動産等について、現在、使用している人、これを納税義務者とみなして、固定資産税台帳に登録をする。そして課税をすると。これを令和3年から適用するというごさいますけれども、八街市は現在、どのぐらいこれに該当する方はいるのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

大変申し訳ございません。ただいま手元に資料がございませんので、後ほど回答したいと思います。

○桜田秀雄君

私もこれは、大変心配しているんですね。というのは、皆さんもご存じのように八街市も含めて、いわゆる閉じこもりのご家庭が大変多いと。こういう時節柄でございまして、親がいわゆる所有者である登記簿上の所有者が亡くなっても、なかなか相続登記されない。こういう事例がたくさんあるんじゃないかなと、これからの大きな課題じゃないかなと思うんですけれども、その辺について現在、まだ把握はされていないということですが、これは税金にも関わってまいりますので、ぜひとも後でご報告をお願いしたいと思います。

次に第6号議案でございまして、先ほどオンラインの関係がありました。

まだ、マイナンバーカードの普及率が悪くて、マイナンバーを取得された方も、今回こういう事態になって暗証番号ですか、これを忘れてしまったと。こういうことで、大変役所に殺到していらっしやると、こういうことでございました。私の同僚である高松市の市議会議員が市の方からも職員からも、もうそれ大変なんだということで話がありまして、今回の議会でオンライン申請はやめたらどうだと、こういうお願いをしたところ、答弁ではいや、やめるつもりはないとこういうことでございましたけれども、翌日にはマイナンバー、いわゆるオンラインによる申請は、高松市は取りやめると、こういう決定をされました。どうですか、総務部長。郵送との関係もあって大変だと思うんで、できればオンラインカードについて、まだまだ申請者が少ないと思うんで、やめる考えはございませんか。

○総務部長（大木俊行君）

今、議員さんが言われましたとおり、オンラインのシステムにつきましては、いろいろ様々な課題が残っております。先ほど丸山議員の方にも申し上げたんですが、昨日の5時段階で742件の申請がございました。ただ、初日が342件からだんだん少なくなってきて、昨日は7件ということで、あさって23日の日には申請書を送るということで、現在、窓口

の方に相談に来られた、オンラインでやりたいという相談で来られた方につきましても、一応あさってから申請書を送りますので、もしかすると申請書の方が早いですよというお話をしておりますので、あえてここでオンラインを廃止するというふうには考えておりません。

○桜田秀雄君

台風以降、様々な事案が出てまいりまして、市の職員も大変だろうなと思っておりますので、ご提案を申し上げさせていただきました。

次に、元気アップ給付金なんですが、先ほどひとり親等家庭については5月31日が起算日であると、こういう話がありましたけれども、これは八街っ子元気アップ給付金も同様と考えてよろしいんですか。

○市民部長（吉田正明君）

すみません。八街っ子元気アップ給付金事業、こちらの方が、その基準日については5月31日になります。

それから、ひとり親家庭の元気アップ。これにつきましては、いわゆる令和2年4月分の児童扶養手当の支給認定を受けている保護者という形になります。

○桜田秀雄君

次に、中小企業元気アップ給付金でございますけれども、私たちが市内の事業者の皆さんから、これでは生きていけないと、こういう声を大変いただきまして、何とかこうした事業者の皆さんに一律で20万円支給できないかと、こういうことをお願いさせていただきました。結果的には、半額の10万円給付ということでございますけれども、ご努力に感謝を申し上げます。

そこで、私ども一律20万円の支給をお願いしたんですけれども、今回の事業内容を見ますと、最高限度額が10万円で、売り上げが前年度、月に比較して50パーセント以上減少をしている。こういう方が対象になるということでございますけれども、この50パーセントにすると、事務手続は大変煩雑になると思うんですが、その辺はどうなんですか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

事務手続の方は、国の持続化交付金と千葉県の方の中小企業の給付金の方の制度と同様となっており、提出書類についても同様の書類を求めていますので、中小企業者には分かりやすい内容となっているものと考えております。

○桜田秀雄君

私どもは、八街市内の個人経営をはじめとした中小零細事業所、これは1千800程度というふうに理解していたんですけれども、今回の事業内容を見ますと、それを上回っています。そして、支給対象は1千600件これを予定されておりますけれども、その辺の内容についてお願いできますか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

算出根拠の事業所数の件でよろしいでしょうか。

○桜田秀雄君

今回、農業関係も含まれているという話なので。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

説明させていただきます。

今回の対象事業者を算出しました根拠につきましては、統計調査で平成28年6月の数値でございますが、その中小企業者数が2千370社となっております。統計調査の年数が平成28年でしたので、今現在の数字を出すというのがちょっと難しかったものですから、おおよそで推定いたしまして、2千500社あると推定させていただきました。そのうち約6割の事業者の方が、50パーセント以上の減少率だろうということを想定いたしまして、そうしますと約1千500社になります。それと市内の販売農家数というのが、八街市の場合は、約1千件ございます。そのうちの約1割、100件の分を上乗せのカウントいたしまして、全体で1千600社と想定いたしました。

○桜田秀雄君

今回の事業の主なあれは、国の交付金を利用するというところでございますけれども、この国の事例集を見てみますと、107の事業がありまして、今回その中から八街市に適した事業を計画されたと。このように思うんですが、これはその中で、いわゆる留意点として基金等には組み入れてはいけませんよと、こういう内容が含まれておりますけれども、余剰金が出た場合、これは国庫に変換することになるのでしょうか。

○総務部参事（會嶋禎人君）

今回、この交付金につきましては、八街市から実施計画というものを提出いたします。この提出しました実施計画が認められるという前提でのお話しになりますが、今現在の今回の補正分については2億4千万円ということで、先ほど全員協議会で説明しましたとおり、今回、単独事業分ということで、八街市の単独事業、一般財源しか使わないというような前提でのものに対して充当するもの、それだけを今回、臨時の議会で今回、提案させていただきました。

実際のところ、これは今回の3事業以外に既に予備費等を使ったりして、支出しているものもございます。そういったものも対象事業として実施計画に載せてまいります。

それと、これから2次申請という形で、国庫補助事業の裏分ですね。単独事業費分。その分についても、今回は交付金の対象となりますので、これは2次申請で挙げてまいります。それについては、八街市の場合、今のところGIGAスクール関係、小・中学校のコンピューターの関係ですね。その関係が補助の対象となっておりますので、その単費分が一応、事業の中で見ていただけるという形になります。

それと、あとこれは単独分と、その補助裏分の合体バージョンという形で、補助裏分で見られなかった、さらに単独分というのがありますので、その分については1次で申請する単独事業分の方の金額が、もし余力があれば充当することも可能であるということで、割とお金のやり取りについては、まだ使い勝手がいいのかなという状況でありますので、これから今の実施計画を申請しまして、さらに2次分を申請した中でできる限りいただけるお金は満額

使い、さらに財政調整基金を多少なりとも使いながらやらなきゃいけない事業を進めていくということで、今、挙げている事業が全て認められて、金額が今のところ八街市で大体このくらいだろうという予想の金額の中では、全て使い切って、さらに一般財源を使うというようなことになろうと推測しております。

○桜田秀雄君

どうもありがとうございました。これで終わります。

○総務部長（大木俊行君）

先ほど所有者の不明な土地につきまして、すみません。ちょっと件数が現在確認できておりませんが、令和元年度の納税通知書の不着が80件ございまして、その他につきましても現在、調査をしておりますので、正確な件数については分かっておりません。今後につきましては、所有者の不明な土地について整理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで第1号議案から第7号議案に対する質疑を終了いたします。

議案第1号から議案第7号の討論通告受付のため、休憩をいたします。休憩時間中に通告するようにお願いをいたします。

再開時間は事務局より連絡いたします。しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時36分）

（再開 午前11時45分）

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

最初に、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）を採決いたします。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）を採決いたします。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）を採決いたします。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて（八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事の変更契約の締結について）を採決いたします。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第4号は承認されました。

次に、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて（八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事の変更契約の締結について）を採決いたします。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第5号は承認されました。

次に、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度八街市一般会計補正予算について）を採決いたします。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第6号は承認されました。

次に、議案第7号、令和2年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和2年第1回八街市議会臨時会を閉会いたします。

議員の皆様申し上げます。この後、議会運営委員会を1時10分に開会しますので、関係する議員は議場にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時49分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程

議案第1号から議案第7号

提案理由の説明

質疑、委員会付託省略、討論、採決

.....

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事の変更契約の締結について）

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事の変更契約の締結について）

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度八街市一般会計補正予算について）

議案第7号 令和2年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 小 高 良 則

八街市議会議員 山 口 孝 弘